

評議員・理事及び監事退職慰労金に関する規程

第1条 当公益財団法人の評議員・理事及び監事(以下役員という)が退任した時には当該役員またはその遺族に対して支給する退職慰労金は、この規程の定めるところによる。

第2条 役員退職慰労金は、次の各号のいずれに定める金額の範囲内とする。

- (1) この規程に基づき計算し、理事会において決定のうえ、評議員会において承認された確定額。
- (2) この規程に基づき計算すべき旨の評議員会の決議に従い、理事会が決定した金額。

第3条 退職慰労金の基準額は、当該役員の退職時において、現に負わされている役員職務別基準に従い、それに在任期間の年数を乗じ、さらに、役位別倍率を乗じて計算した金額の合計額とする。ただし、1年未満は切り捨てる。

2 在任期間が1年未満の端数月である場合は、月割で計算する。

3 役員職務別基準は次の通りとする。

代表理事(準含む)	200,000 点(円)
理事担当部付	50,000 同
その他理事	10,000 同
評議員	10,000 同
監事	10,000 同

4 役位別倍率は次の通り。

代表理事	5.0 倍
------	-------

専務理事	3.0 倍
常務・部長理事	2.5 倍
担当部付理事	2.0 倍
上記以外の理事	1.5 倍
評議員	1.0 倍
監事	1.0 倍

第4条 特に功労顕著と認められる取締役に対しては、第3条により計算した金額にその40%を超えない功労金を加算した額をもって基準額とすることができる。

第5条 在任中に業務上の災害により死亡または障害を受けて退任したときは、特別加算を行うことができる。ただし、その額は基準額の30%以内とする。

第6条 理事会の決議により、当公益財団法人の業務内容が著しく悪化した場合、または退任役員のうち在職中に特に重大な損害を当公益財団法人に与えた役員に対する退職慰労金は、相当な減額を行うことができる。

第7条 この規程は評議員会の決議により改廃することができる。

第8条 この規程は平成25年5月23日より施行する。

東京都北区王子二丁目28番2号
公益財団法人日本スポーツ治療医学研究会
代表理事 伊勢亀 富士朗